

令和6年

阿南市議会9月定例会

市長所信

令和6年9月2日

おはようございます。

本日、令和6年9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参会いただき、誠にありがとうございます。

また平素は、市政の各般にわたりご指導、ご尽力を賜っておりますことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

はじめに、台風10号への対応についてご報告いたします。

まずは、全国において、台風10号の影響でお亡くなりになった皆様に哀悼の意を捧げますとともに、ご遺族及び負傷された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本市においては、8月29日、午前7時24分に大雨警報が発表されたことに伴い、「阿南市災害対策連絡本部」を設置し、同日午後4時15分、市内全域に高齢者等避難情報を発令し、防災行政無線や市公式LINE、ケーブルテレビ自主放送チャンネルなどを通じて速や

かな避難の呼びかけを行うとともに、市内18箇所の避難所を開設いたしました。

その後、同日午後6時32分に洪水警報が発令されたため、直ちに災害対策連絡本部から災害対策警戒本部へ体制を引き上げ、情報収集の徹底、市民の安全確保、緊急時における即応体制の整備について、指示をいたしました。

今回は移動速度が遅く、また、進路がなかなか定まらない異例の台風ではありましたが、市民の皆様の事前の備えや、関係機関のご尽力によりまして、現時点では本市における人的、物的被害の報告はございません。

今後におきましても引き続き、市民の生命の安全を第一に、台風をはじめ自然災害への対応に万全を期してまいります。

さて、花の都パリで100年ぶりに開かれたオリンピックにおいて、日本選手団は海外で開かれた大会では過去最高となる45個ものメダルを獲得しました。全力で挑むアスリートの姿からは大いなる感動を頂いたとこ

ろであり、中でも、最後の最後で大技を決め7位からの大逆転でオリンピック連覇を果たした男子スケートボードの堀米雄斗選手や、最終種目の鉄棒で3点差という絶望的な展開から奇跡の逆転金メダルを獲得した体操男子団体からは、「最後まで諦めない」ことの大事さを改めて学ぶことできたと思っております。

現在、開会中のパラリンピックに合わせ、阿南市内の障がい者支援施設「シーズ」さんが、パリ中心部にあるパリ国際大学都市日本館で障がい者アート展を開催されるとともに、同時期にパリ会場のミニチュア版となる作品展を那賀川町の施設で開いておられ、私も先月26日に鑑賞させていただきました。

色とりどりの家やヨット、船の形をしたオブジェから、障がい者の皆さん一人一人の個性や温かさを感じるとともに、作品の向こうに、協働作業の楽しさを感じながら制作する笑顔を見ることができたところでもあります。

アート展のパリ開催を実現した皆様に心からの敬意を表しますとともに、改めまして、障がいがある人もない人も共生できる阿南市の実現に向けて全力で取り組

んでまいりたいと決意した次第であります。

それでは、所信を述べさせていただく前に、6月定例会以降における重要事案への取組状況について、大きく3点ご報告させていただきます。

まず1点目として、南海トラフ地震臨時情報への対応についてでございます。

去る8月8日、午後4時43分頃に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。

この地震に伴い、同日、午後7時15分に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。

本市におきましては、臨時情報（巨大地震注意）発表と同時に「阿南市災害対策本部」を設置し、本部長である私から、「情報収集の徹底」及び「市民の皆様への注意喚起」について指示を行ったところであります。

注意喚起の具体策としては、市ホームページのほか、防災行政無線や市公式LINEなどを通じて、普段の生活を送りながら、家具等の固定、避難場所や経路、家族との連絡方法、非常持ち出し品の確認など、地震に対す

る「日頃の備え」を再確認していただくよう、繰り返し情報発信を行うとともに、この度新たに作成した啓発用チラシを本市が所管する各施設に掲示したところであり、

その後、8月15日午後5時をもって、政府としての「特別な注意の呼びかけ」は終了しましたが、南海トラフ沿いでは、いつ大規模地震が発生してもおかしくないことに留意し、「日頃からの地震への備え」を継続しながら、通常的生活を送っていただくことが重要であります。

そこで、これから台風シーズンを迎えることも踏まえ、本市ならではの対策として、8月16日から8月末までの間を「災害への備え」の「再確認重点期間」と位置づけ、新たな周知用チラシを公共施設に掲示し、周知徹底を図ったところであり、今後もこのような工夫を凝らしながら地域防災力の更なる向上に努めてまいります。

次に、2点目として、私の公約の一つである「災害に強い安全で安心なまちづくり」につきましては、那賀川、桑野川の無堤地区解消と更なる強靱化を加速するため、

また、徳島南部自動車道、阿南安芸自動車道など高規格道路の早期整備を図るため、去る8月20日から22日にかけて中央省庁等への夏期要望活動を行ってまいりました。

今回の要望活動は、国における「令和7年度予算の概算要求時期」に合わせたものであり、補正予算を獲得するためにも、この中央要望活動は極めて重要な意味を持つものでございます。

これまでの要望活動は行政が主体となっておりましたが、より効果的で説得力のある要望活動となるよう、今回は那賀川工業用水利水者協議会から阿南市を代表する企業4社の代表者、また阿南市婦人連合会、阿南市女性協議会、阿南市消費者協会の代表者にもご参加いただくなど、「世界シェアを誇る企業として今後も世界と戦っていくため」、「本市における産業の振興と地元の雇用を守るため」、さらには「地元のコミュニティを守る立場として安心して暮らせるまちづくりのため」、それぞれの視点に基づいた「生の声」を直接、中央省庁幹部に届けてまいりました。

面会していただきました中央省庁の方からは、「この時期、全国多数の自治体から要望を受けるが、これだけ多くの民間企業、民間団体が同行される事は殆ど無く、地元からの率直なご意見を直接聞くことができた」また「婦人会等の代表の方も来ていただき、多様な声をいただけるのは非常にありがたい」とも言っていただき、その上で、「ご要望を真摯に受け止め、概算要求においてまずは十分な総額予算を確保したい」とのお言葉を頂いたところであります。

今後におきましても、秋と冬の2回、国の予算編成時期や予算配分時期に合わせて、引き続き民間からの声を活かした、より効果的でより印象に残る要望活動を実施してまいります。

次に、3点目として、「見能林児童クラブ」に関する事案について、ご報告申し上げます。

本年4月初旬に、見能林児童クラブから前年度の収支決算などの実績報告を本市に提出していただいたところ、その内容に不明な点があり、改めて調査した結果、人件費の急増等により、児童クラブの経営を圧迫してい



ることなどが明らかになりました。

現在、慎重に事実関係を整理しており、事案に関する不法行為が認められた場合には、市としての適切な判断を行ってまいります。

また、児童クラブの運営については、見能林児童クラブの運営委員会から、クラブを運営する新たな事業者へと早期に移行してもらいたいというご要望を頂きました。

そこで、本市としても、運営の正常化に向け、一日も早く、保護者の皆様の不安解消や負担軽減につなげることが最優先であると判断し、本年8月1日から「社会福祉法人<sup>こうゆう</sup>幸結福社会」に運営を委託し、業務開始の上、不安のない円滑な運営体制を実現しているところです。

今後におきましても、児童クラブを利用する子どもたちや保護者の方にとって、真に安心できる施設となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、提出議案の説明に先立ち、「市政全般の重要課題及び施策」について私の所信を申し述べ、議員

各位及び市民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

最初に、令和3年3月に策定した「阿南市総合計画  
にせんにじゅういちからにせんにじゅうはち  
2021 ▶ 2028」の中間見直しについてであります。

現行計画策定以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や歴史的な物価高騰に加え、気候変動に伴う豪雨災害の頻発化・激甚化、また、先月には初の南海トラフ地震臨時情報の発表、更には、少子化の急速な進行など、本市を取り巻く環境は大きく変化しております。

このように時々刻々と変化する社会情勢に柔軟に対応しつつ、本市の特性を最大限に活かした政策を積極的に展開するためには、現行の総合計画におけるまちづくりの指針である基本政策について、市民の皆様の声を伺いながら進化を図り、再構築することが重要であると考えております。

また、総合計画の見直しに当たっては、市民の皆様が目線や率直なご意見を大切にし、積極的に反映するため、現在、無作為抽出した18歳以上の市民3,000人を対象に、まちづくりに関するアンケート調査を実施しているところであります。

併せて、今月以降、市内高校に通う2年生の生徒を対象にアンケート調査を実施することとしており、本市の未来を担う若者のご意見も今後のまちづくりに積極的に活かしてまいります。

さらに、総合計画作成に際して調査審議を賜るため設置しております「阿南市総合計画審議会」において、幅広くご審議いただけるよう、審議会委員の構成を見直し、産業、福祉、教育、人権など、より一層多くの分野から、また公募による2名の方々にも委員にご就任いただいたところであります。

明日開催予定の第1回目の審議会では、今後の阿南創生に向け、委員の皆様からできるだけ多くのご意見やアイデアを頂戴いたしたいという思いから、議論の目安としていただくべく、「初の試み」として、6つの柱からなる新たな「基本政策の骨子案」を、あらかじめお示しすることとしております。

具体的には、市民の皆様の幸せをカタチにする市政を進めるという理念を基軸として、一つ目は、『「災害に強く安全・安心な阿南」の創生』、二つ目は『「地域産業が

伸びゆく阿南」の創生』、三つ目が『「こどもまんなか阿南」の創生』、四つ目が『「健康でひとに優しい阿南」の創生』、五つ目は『「歴史・文化とスポーツが息づく阿南」の創生』、六つ目に『「地域の個性ときずなが輝く阿南」の創生』という「新たな6本柱」であります。

新しい総合計画の完成は来年3月を予定しておりますが、本市に差し迫る喫緊の課題に対して速やかに解決を図るためには、議会でのご議論を踏まえながら、市民ニーズを捉えた施策を新計画策定と並行し、スピード感を持って推進することが必要であると考えており、これからのご説明は「新たな6本柱」に沿って進めさせていただきます。

まず一つ目の『「災害に強く安全・安心な阿南」の創生』についてであります。

はじめに、今年度の阿南市防災訓練につきましては、11月24日の日曜日、那賀川地区を対象に、陸上自衛隊徳島駐屯地を主会場として実施いたします。

この度の訓練では、地震、津波、洪水が複合的に発生

したとの想定のもと行うこととしており、多くの市民の皆様にご参加をいただき、陸・海自衛隊、徳島海上保安部、那賀川河川事務所、県、警察等の防災関係機関に加え、阿南中央漁協、さらには、災害協定を締結した事業者等、多くの皆様のご協力をいただく予定としております。

今後とも、実践的な訓練を繰り返し実施することで、市民の皆様の防災意識の高揚を図るとともに、訓練参加機関との「顔の見える関係」を構築し、災害に備える体制をしっかりと整えてまいります。

また、「災害時協力井戸制度（仮称）」についても、より多くの井戸所有者のご協力を得られるよう、来年1月からの登録制度立ち上げに向けて鋭意準備を進めてまいります。

次に、「木造住宅の耐震化拡充」についてであります。

本市では、国・県の支援制度を活用し、市民の皆様の住まいの耐震化における経済的負担の軽減を図っているところではありますが、本年1月に発生した能登半島地震を契機に市民の防災・減災に対する意識が高まったこ

とで耐震化支援の各制度への申請数が激増し、多数のキャンセル待ちが発生する事態となっております。

さらに、8月8日に発生した日向灘での地震に伴い、同日、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたことを受け、今後一段と耐震化支援に対する市民の関心が高まるものと予想されます。

そこで、本市においては、より多くの市民の皆様に住宅耐震化支援ができるよう、本定例会に補正予算案を計上いたしましたところであります。

具体的には、耐震診断・補強計画及び耐震改修や耐震シェルター設置を対象とした耐震化支援各補助金の交付予定数を増やすとともに、耐震改修に係る補助金の上限額を現行の100万円から200万円へと増額することで、住宅の耐震化率の向上につなげてまいりたいと考えております。

また、避難所生活のQOL、すなわち生活の質の確保、向上に向けた取り組みといたしまして、本定例会において、避難所におけるプライバシー確保を目的にパーティションを整備するため、県の避難所QOL確保緊急事業

補助金を活用して、備品購入費 700 万円を計上いたしましたところでもあります。

今後におきましても、いつ起きてもおかしくない巨大地震に備え、あらゆる角度から、「自助・共助・公助」の推進を図ってまいる所存であります。

続きまして、二つ目の『「地域産業が伸びゆく阿南」の創生』及び五つ目の『「歴史・文化とスポーツが息づく阿南」の創生』につきまして、併せてご説明いたします。

まず、県南 5 市町の観光振興を担う一般社団法人「四国の右下観光局」についてであります。

去る 8 月 19 日に、臨時社員総会が開催され、観光振興の取組は、行政、民間事業者、地域住民、そして「観光地域づくり法人（DMO）」など、地域全体が一体的かつ同じ方向性のもと、戦略的に取り組むことが必要不可欠であることから、徳島県と歩調を合わせ、更なる誘客拡大に向けた取組を推進していくとの方針のもと、「四国の右下観光局」から「みなみ阿波観光局」へ 10

月 1 日からの名称変更が決議されました。

また、その後に行われました理事会において、私に理事長就任への推薦があり、全会一致で選任いただいたところであります。

県南地域の観光振興におきましては、当観光局が中心となり、観光資源の活用やプロモーションなどを行ってきたところでございますが、コロナ禍による観光客数の減少や観光事業の担い手不足など、厳しい状況が続いております。

一方、世界に目を向けてみますと、インバウンドをはじめとした観光需要の回復基調や目前に迫っている「大阪・関西万博」の開催、更には2027年の「ワールドマスターズゲームズ関西」の開催など、今後は関西圏を中心に誘客活動が積極的に展開されることが想定されます。

また、徳島県におきましては、徳島空港と韓国ソウルを結ぶ定期便の就航協定が締結され、今秋以降の就航がいよいよ現実のものとなる局面に差し掛かっており、これらの相乗効果により、今後、国内はもとより、世界中



から徳島県、そして県南地域へ観光客が訪れていただける「千載一遇のチャンス」が到来しております。

そこで、こうした絶好の機会を逸することなく、行政と民間との効果的な役割分担を実現できるよう、今こそ行政のリーダーシップを発揮していくべきであるという認識のもと、理事長をお受けしたところであります。

今後は理事長として、徳島県や管内市町との連携を更に強化し、県南地域が一体となって誘客活動に取り組んでまいり所存でございます。

次に、「スポーツ庁長官杯争奪第15回記念アジアオープンティールボール国際大会 in ANAN (JAPAN) 2024」及び「こども家庭庁長官杯アジアオープンティールボール国際大会交流フェスタ」についてであります。

アジアティールボール連盟と野球のまち阿南推進協議会が主催し、8月23日から25日まで3日間、JAアグリあなん運動公園内の陸上競技場と野球場でティールボール国際大会を開催し、アジアの8つの国と地域から小学6年生以下の子どもたち361人が参加して、熱戦が繰り広げられました。

大会初日の開会式では、市内の阿波踊り連 5 連、約 150 人による「総踊り」の披露や、阿南市国際交流協会によるお茶のお接待が行われました。

また、その後、市内のホテルで行われた懇親会では、「あなん子ども太鼓」の演奏や地元連による阿波踊りのほか、たこ焼きや焼きそばなどの屋台を並べてお祭りの雰囲気味わっていただくなど、海外の皆さんに日本の文化を知っていただく素晴らしい機会になったと感じております。

本大会期間中は、保護者や関係者も含めると 3 日間で延べ約 3 千人が本市を訪れており、約 5 千 7 百万円の経済効果が見込まれております。

この度の実績や培った経験を「野球のまち阿南」の推進にしっかりとつなげてまいります。

続きまして、阿南中央図書館（仮称）整備事業についてであります。

この事業を進めていく上で、当面重要となるポイントとしては、「新図書館の機能」「図書館と複合機能の連携」「公民連携のあり方」、そして「阿南駅周辺まちづくり」

の4点であると考えております。

まず、「新図書館の機能」につきましては、資料収集・保存機能をはじめ、本市の中央図書館としての規模と機能をしっかり確保するとともに、市民の多様な学びや利用を市内全域で支える「図書館サービスの進化」に向け、那賀川図書館や羽ノ浦図書館の将来におけるあり方も含めて検討を進めてまいります。

また、「図書館と複合機能の連携」につきましては、全国の先進的な図書館の事例や、本事業の整備計画を支援するコンサルタントである「図書館総研&デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー共同體」の知見を活用しながら、「子育て支援」や「交流促進」を軸とした複合機能のあり方を検討してまいります。

さらに、「公民連携」手法を積極的に取り入れることにより、図書館の持つ力と複合機能が融合し、最大限の効果を発揮できる施設となるようにしたいと考えております。

そして、新図書館が「阿南駅周辺まちづくり」の起点として、市民の生涯にわたる学びの拠点となり、人々の

出合いを創出する交流の拠点となるべく、人とまちの未来を育むという観点を更に重視してまいります。

今後とも、国の補助金や有利な地方債といった財源の確保にも十分に意を用いながら、整備計画の素案を、年内にお示しできるよう、鋭意検討を進めてまいります。

続きまして、三つ目の『「こどもまんなか阿南」の創生』についてであります。

はじめに、ファミリー・サポート・センター利用の補助制度改善についてでございます。

ファミリー・サポート・センター事業は、仕事と育児の両立を支援するため、育児を応援したい提供会員と応援してほしい依頼会員が、それぞれに会員登録してマッチングを行い、有料で育児の相互援助を行う事業であります。

この度、利用者の負担軽減と提供会員の人材確保につなげ、事業の安定運営と本市における子育て支援の充実を図るため、現行の1時間当たり700円の利用料につきまして、利用する依頼会員には、1時間あたりの利用

料をワンコインの500円に引き下げられるよう、また提供会員の報酬額を引き上げられるよう、それぞれその差額について本市から新たな補助を行うために、本定例会で補正予算を計上いたしております。

今後におきましても、市民の皆様の声に耳を傾けながら子どもと家庭の福祉の向上を支援するための様々な方策に取り組んでまいります。

次に、小・中学校再編実施計画についてであります。

教育委員会では、教育環境の更なる向上を目指すために、「阿南市立小・中学校再編実施計画」の策定を進めており、本年6月3日から7月2日までの1か月間、「阿南市立小・中学校再編実施計画（修正素案）」についてのパブリックコメントを実施いたしましたところ、88人の方々から多様なご意見が寄せられました。

その後、8月22日には、教育委員会が設置する「阿南市教育振興基本計画等策定委員会」で再編実施計画についてご意見をいただきました。

そのご意見を踏まえた上で、教育委員会において、再編実施計画を今月中に策定する方針としております。策

定後は、来月から伊島地区を含む市内15地区において、住民説明会を行う予定としており、再編実施計画に基づいた学校再編に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校再編における椿町中学校の先行実施についてであります。

教育委員会では、現在、進めております小・中学校再編実施計画の策定・実施に先駆けて、椿町中学校を令和7年3月末をもちまして閉校とし、令和7年4月から阿南第二中学校と再編する方針を進めているところであります。

現在の椿町中学校は、全校生徒が8名で、教員数が校長を含め5名となっており、高校受験に必要な5教科の教員が揃わない状況にあります。

令和7年度には、更に生徒数が減り、それに伴って教員数が減ることが想定されており、生徒の学びに制約が生じることとはもとより、学校運営の面でも非常に厳しい状況になることが予想されることから、教育委員会では生徒の学習環境の充実を第一に考え、保護者の皆様とも

協議を重ねてまいりました。

また、去る8月19日には、椿公民館において住民説明会を開催し、私も出席をいたしまして地域の皆様に本年度末をもって椿町中学校を閉じる方針についてご説明させていただいたところであります。

令和7年4月からは、新しい教育環境で椿地区の生徒が安心して学ぶことができるよう、本定例会に補正予算を計上しておりますスクールバスの新規導入をはじめ、教育委員会との連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、四つ目の『「健康でひとに優しい阿南」の創生』についてであります。

最初に南阿波定住自立圏の取組の推進については、去る7月11日に、7年ぶりとなる県南1市4町の首長による「南阿波定住自立圏推進協議会」を開催いたしました。

この協議会は、圏域全体の持続可能な発展を目指し、互いの強みを活かしながら連携を深めるための重要な

場であります。

会議では、南阿波定住自立圏共生ビジョンに掲げる事業の実績報告のほか、医師確保対策事業、広域観光圏実現事業、災害支援部会に係る事業の3項目について、取組状況や課題等の詳細な報告を行いました。

これらの事業は、圏域住民の生活の質の向上と安全・安心の確保に直結する重要な取組であり、各町長からは、これらの報告に対し、多くの建設的な質問やご意見が寄せられ、有意義な議論ができたところであり、中でも医師確保対策事業に関し、圏域内の公立病院等の医師不足が深刻であることから、阿南医療センターからの更なる医師派遣を求める切実な意見がありました。

このことを受けまして、先月26日には、阿南医療センター院長と1市4町の首長による医師確保対策に関する意見交換を行うとともに、圏域内の市町と医療機関が一体となって、県南の医療提供体制の充実を図り、安心して住み続けられる圏域の実現を目指すことを再確認いたしましたところであります。

今後も医療体制の強化をはじめ、圏域内の市町が緊密



に連携し、一致団結して持続可能な圏域の実現に向け取り組んでまいり所存でございます。

次に「介護の仕事・就職フェア」についてであります。

介護人材の確保に向けては、国、県においても取組を進めており、「介護の仕事・就職フェア」の開催を含めて、複数の事業を組み合わせ好循環を構築していくことが重要であると認識しております。

そこで、徳島県社会福祉協議会、ハローワーク阿南及び市内介護サービス事業所等との連携を図り、新たな介護人材の確保を目指す合同就職説明会及び個別就職相談会や介護分野の仕事の意義や、やりがいを伝えるための取組として、11月22日に本市主催の「介護の仕事・就職フェア」を開催いたします。

今後におきましても、介護現場の実態や国の動向、社会情勢等を注視しながら、市内介護サービス事業者等が必要な人材を確保し、定着につながるよう有効な支援を行ってまいりたいと存じます。

次に、市内バス路線の見直しと、新たな「予約型乗合タクシーの実証運行」の導入についてであります。

バス路線の運行は、本年4月から始まった運転手の時間外労働の上限規制、いわゆる「2024年問題」により、全国的にバスやトラック業界の運転手不足が深刻化しております。

本市のバス路線につきましても、乗車密度が特に低いバス路線について路線の廃止を含めた運行ダイヤの見直しが行われることとなり、具体的には10月から新野線、大潟線が廃止される予定となっております。

こうした厳しい実情を踏まえ、本市では、市民の移動手段を確保するため、新野地区では、昨年10月から実施しております「予約型のりあいタクシーの実証運行」を本年度末までの6か月間延長し、バス路線廃止後のニーズ等の把握を行い、デマンド運行の有用性や需給バランス等の検証を行いたいと考えております。

また、大潟地区におきましては、狭隘な道路が多く、バス路線の沿線に住宅等がまとまって立地しているという地域特性があることから、決まった運行時間に定められたルートを利用者からの予約に応じて運行する「予約型乗合タクシーの実証運行」を新たに導入します。

実証運行の期間は、10月1日から来年3月末までの6か月間とし、運行形態は、現行の大潟バス路線と同じルートを予約に応じてタクシー車両により乗合で運行するもので、運行便数は、1日往復2便とし、バス路線の代替としての乗合タクシーの有用性等を検証するとともに、大潟地区住民の移動手段の確保と併せて、タクシー需要の拡大を図ってまいります。

続きまして、六つ目『「地域の個性ときずなが輝く阿南」の創生』につきまして、まず那賀川社会福社会館の建て替えについてであります。

那賀川社会福社会館は、旧那賀川町時代には町民センターの名称で親しまれ、子どもから高齢者の方まで、社会福祉、生涯学習など、多種多様な行事の拠点の場として地域の方々に幅広くご利用いただいている施設であります。昭和49年に建設されて以来、年月の経過とともに雨漏りや設備機器等の不調など、施設の老朽化は進行し、また、建物の耐震性に不安があることから、当該施設の建替は喫緊の課題であると認識いたしております。

ます。

これまで、議会において、地元那賀川町の議員から当該施設の建替に関するご質問やご要望を頂き、また令和元年9月には3千7百名を超える署名を添えた陳情をされております。

さらに、私も本年2月には地元の議員をはじめ、地域の代表の皆様からのご要望をお受けし、意見交換を行う中で、当該施設に対する期待や熱い思いを重く重く受け止めております。

現在の取組状況としましては、関係各課で構成するプロジェクトチームが取りまとめた内容や、昨年9月の地元住民説明会の際に頂戴した貴重なご意見をもとに、今年度の新設した公共建築課公共施設マネジメント室において、公共施設マネジメントの観点から那賀川地区の公共施設の複合化・集約化の在り方について具体的な検討を進め、那賀川町エリアの中心となる複合型交流拠点とすることを基本理念とした、基本構想の作成を鋭意進めているところであります。

今後も、関係各課が連携を図りながら、本年度中に基

本構想を取りまとめ、当該プロジェクトの早期実現に向けて推進してまいります。

次に、行財政改革の取組として「阿南市民間提案制度」についてであります。

この制度は、「公民連携」の取組の柱として導入いたしました本市独自の制度であり、民間事業者のアイデア及びノウハウを最大限に活用し、「市民サービスの向上」や「地域経済の活性化」、「財政負担の軽減」、さらには「地域課題の解決」を図ることを目的としています。

本年度におきましては、これまでの経験や実績を生かしながら、本制度の更なる発展と充実を図るべく、まずは、市全域における未利用施設を改めて掘り起こし、対象施設を新たに抽出したうえで、「公共施設の有効活用に関する提案」を広く募ることとしております。

具体的なスケジュールとしましては、対象施設の選定を今月初旬に行った後、11月下旬までを提案の募集期間とし、年内を目途に審査結果を得る予定としており、多くの民間事業者から応募していただけるよう、積極的に周知してまいります。

続きまして、今議会に提出させていただきました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

今回提出させていただきました案件は、専決処分の承認案 1 件、条例案 4 件、補正予算案 5 件、決算認定案 2 件、その他の案件 4 件の計 16 件、及び報告 1 件であります。

その概要は、承認案につきまして、「承認第 1 号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の承認について」は、交通事故によるもので、損害賠償の額 197 万 628 円を決定し、相手方と和解することについて、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 7 月 8 日に専決処分をいたしておりますので、議会に報告し、承認をいただくものであります。

次に条例案につきましては、第 1 号議案から第 4 号議案までで、条例の一部改正であります。

その主なものにつきましては、「第 1 号議案 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

の一部改正について」は、国民の利便性向上及び行政の効率化の観点から、個人番号等の利用に関する施策について、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務においても利用の促進を図ること等を目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、別表第2が廃止されたこと等に伴い、関係規定について所要の改正をしようとするものであります。

また、「第4号議案 阿南市公共下水道条例等の一部改正等について」は、令和7年4月の供用開始を目指しております、公共下水道（春日野処理区）の下水道使用料及び受益者負担金について、本年1月11日に、議会及び受益者の代表者や学識経験者などからなる「阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会」へ諮問し、使用料等の在り方について、様々な視点からご審議を重ねていただきました。

この度、審議会からの「専門的知見」や「市民目線」に基づくご提言を尊重し、春日野処理区の下水道使用料は、国の提言等を考慮して設定している富岡地区の使用

料と同額にすることといたしました。

なお、答申に付されたご意見、さらには住民説明会で頂いた住民の皆様からのご要望等もしっかりと受け止め、下水道使用者の皆様のご負担の軽減を図るため、令和7年度から令和9年度までの3年間は、従前の使用料を適用することとし、本定例会に当条例案を提出いたしているものであります。

次に、令和6年度補正予算に係る議案といたしましては、第5号議案は一般会計の補正予算、第6号議案から第9号議案は各特別会計の補正予算であり、事務事業を執行するにあたり、必要額の補正を行うものであります。

次に、決算認定案といたしましては、「第10号議案 令和5年度阿南市水道事業会計決算の認定について」及び「第11号議案 令和5年度阿南市公共下水道事業会計決算の認定について」の2件につきまして、地方公営企業法の規定により、議会の認定を求めるものであります。

また、第12号議案から第15号議案は、その他の案件4件であります。



その主なものは、「第15号議案 市道の路線の認定について」でありまして、建築基準法に基づく開発道路等の道路で、岡3号線ほか11路線について市道として維持管理をするため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、報告第1号の専決処分の報告につきましても、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会に報告するものであります。

なお、令和5年度阿南市一般会計ほか17の特別会計の歳入歳出決算の認定、及び監査委員の選任、並びに人権擁護委員の候補者の推薦につきましても、後日、追加提案をさせていただき、ご審議をお願いいたしたく存じますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上提案いたしました議案等の概要についてご説明申し上げましたが、さらに説明を要する点も多いかと存じますので、今後のご審議を通じまして、ご説明並びにご質問にお答え申し上げたいと存じます。

何とぞ十分なご審議を賜り、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明にかえる次第でございます。

どうぞ、よろしくようお願い申し上げます